

うるま市環境基本条例（解説書付）

目次

前文

第1章 総則

- 第1条（目的）
- 第2条（定義）
- 第3条（基本理念）
- 第4条（市の責務）
- 第5条（事業者の責務）
- 第6条（市民等の責務）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

- 第7条（施策の策定等に係る指針）
- 第8条（環境基本計画）
- 第9条（環境基本計画との整合）
- 第10条（報告書の作成）

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策

- 第11条（意見の反映）
- 第12条（環境教育及び学習の推進）
- 第13条（自発的な活動の促進）
- 第14条（情報の提供等）
- 第15条（開発事業等に係る環境への配慮）
- 第16条（規制等の措置）
- 第17条（誘導的措置）
- 第18条（施設の整備等）
- 第19条（資源の循環的な利用等の促進）
- 第20条（監視等の体制の整備）
- 第21条（国、地方公共団体等との協力）
- 第22条（財政上の措置）

第4章 地球環境の保全等に関する施策

- 第23条（地球環境保全のための行動の促進）
- 第24条（地球温暖化対策の推進）

第5章 環境審議会

- 第25条（審議会の設置）

第6章 雑則

- 第26条（委任）

附則

私たちの住むうるま市は、沖縄本島中部に位置しており、東に金武湾、南に中城湾の両湾に接している。みどり豊かな丘陵山地を源とする河川等が市域を流れ、金武湾に流れ込んでいる。また、金武湾・中城湾を隔てるように東南に伸びる勝連半島の周辺海域には有人、無人合わせて8つの島々があり、このうち有人4島は海中道路や橋などにより結ばれており、中城湾沖には津堅島が位置している。これら島々の周辺海域は、藻場やサンゴ礁が発達しており、“さんごの島”の意味をもつ「うるま」にふさわしく、碧く美しい海と豊かな自然環境を有している。

今日における私たちの生活・経済活動は、大量生産、大量消費、大量廃棄の生活様式が定着し、それにより、大気汚染、水質汚濁、悪臭といった日常生活そのものが環境に対して様々な影響を与えている。特に、近年における人口増加や経済活動に伴う環境負荷の増大は、自然環境又は地球環境のもつ自浄作用や修復能力の限界を超え、公害や自然破壊を加速させ、環境問題として影響を生じてきている。さらに、このような環境問題にとどまらず地球温暖化問題など生き物の生存基盤である地球全体の環境を脅かすまでに至っている。

私たちうるま市は、先人たちがつくり、まもり、育ててきた歴史・文化やみどり豊かな自然環境の恩恵を受ける権利を有するとともに、次の世代へ受け継いでいく大事な役割を担っていることを認識し、市、事業者、市民、市民団体及び来訪者がそれぞれの役割を果たし、協働による環境の保全及び創造に取り組み、持続的発展が可能な社会の実現をめざして、この条例を制定する。

【解説】

前文は、本条例をうるま市における環境施策の上位の条例として位置づけ、本市の環境政策の基本となる考え方を示しています。本条例では個別、具体的規制のための条例ではなく、環境の保全及び創造に関する本市の基本的な理念や方針を定めるものです。

本市が有する碧く美しい海とみどり豊かな自然環境の特徴を掲げ、また、環境問題の現状を簡潔に表現した上で、環境への負荷に対する私たちの認識を示しています。

その中で私たちには、「良好な環境の恩恵を受ける権利」としている「環境権」があることを宣言し、同時に私たちの責務として、先人たちがつくり、まもり、育ててきた歴史・文化やみどり豊かな自然環境等を将来の世代に引き継いでいかなければならないことを明示しています。

なお、本条例の制定にあたっては、市、事業者、市民、市民団体及び来訪者がそれぞれの役割を認識し、実行することにより環境への負荷の少ない社会を実現することをめざす決意表明としています。

□環境権について

環境権は、環境基本法第三条（環境の恵沢の享受と継承等）において、「環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること」、「現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する」ことができるようにしなければならないことを規定しており、これにより環境権の趣旨は法的に位置づけられているものとされています。（「平成6年版 環境庁企画庁政局企画調整課編著『環境基本法』」より引用）

なお、この「環境権」は、現下において法律上の明確な根拠がなく、権利の内容や要件が明確でないことから「差止め請求」の根拠とする権利とはなりません。

□うるまについて

“うるま”とは、さんごの島という意味で、沖縄を美称した言葉です。また、景観の見事な沖縄の島々を示す言葉で、平成17年4月に合併した旧具志川市、旧石川市、旧勝連町、旧与那城町の4市町の海に面した素晴らしい景観を表し、新市が未来へ飛躍することと、美しい沖縄の心を世界に発信することを願って、新市の名称を“うるま市”として命名しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本的な理念を定め、市、事業者及び市民等（市民団体及び来訪者を含む。以下同じ。）の責務と役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

【解説】

本条例制定の目的を示しています。

本条は「環境の保全及び創造」について基本的な考え方を定め、「環境の保全及び創造」の活動主体となる市、事業者、市民等が果たすべき責務と役割を明らかにし、その具体的な活動の方向性、事柄などを定めることにより、健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 大気、水、森林、土壌等から成る環境の保護及び整備を行うことにより、人や動植物にとって良好な環境を維持し、及び形成することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

【解説】

本条例で用いられる用語のうち、重要な概念を示している「環境への負荷」、「公害」、「地球環境保全」、「環境の保全及び創造」について定義するものです。

第1号の「環境の保全及び創造」において、環境の範囲は、大気環境、水環境、土壌や地形・地質、動植物（生態系）の生息地やこれらが織りなす景観、市民等が自然と触れ合い又は活動する場及び市民等の生活活動の場所としています。保全及び創造することについては、第1条で説明した「健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境」を形成していくことをいいます。

第2号、第3号及び第4号に掲げた用語及び内容は、環境基本法第二条の定義と同じです。

(基本理念)

第3条 この条例において、次に掲げる事項を環境の保全及び創造についての基本的な理念（以下「基本理念」という。）として、推進するものとする。

- (1) 健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに次世代へ継承されるよう取り組むこと。
- (2) 健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない経済の発展を図り、持続的発展が可能な社会が構築されるよう取り組むこと。
- (3) 地球環境保全が人類共通の課題であることを認識し、積極的に取り組むこと。

【解説】

基本理念とは、市、事業者及び市民等が「環境の保全及び創造」を推進するにあたって、行動や判断の際に共通認識及び目標とする事項を定めるものです。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項に定める施策の策定及び実施するに当たっては、事業者及び市民等と協働・連携し、環境保全活動に努めなければならない。

【解説】

第3条で定める基本理念を実現するためには、市、事業者及び市民等の主体による取り組みが不可欠となることから、本条から第6条において、それぞれの果たすべき役割を明らかにしています。

本条は、市の責務として、第3条の基本理念を念頭においた環境の保全及び創造に取り組む市の立場と役割について、考え方を明らかにするものです。

なお、具体的な市の取り組みについては、第2章で明らかにしています。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合には、適正に処理するよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市及び市民等と協働して、環境の保全及び創造に関する活動に努めなければならない。

【解説】

本条は、第3条の基本理念を念頭において「環境の保全及び創造」について努力するように定めています。事業者が事業活動を行うに当たり、環境への配慮を行うことを役割として明らかにするものです。

環境への負荷の原因者は、事業者に限らず生活排水や家庭ごみなどの例に見られるように市民等も原因者としてとらえられるところですが、事業者は、特にその事業活動の規模によって環境へ与える負荷は少なくありません。

一般的に事業者は、事業活動の促進のため各種の組織を保持しており、環境の保全及び創造のための措置を実施し得る相当の体制を有することから、特に市民等とは異なる役割を明らかにしています。

また、良好な環境の確保に向け、市、市民等と協力して活動するよう努めることを定めています。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、日常生活が環境の保全及び創造に密接に関わっていることを深く認識し、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等により環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

2 市民等は、市及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する施策その他の環境保全活動に協力するよう努めなければならない。

【解説】

本条は、第3条の基本理念を念頭において「環境の保全及び創造」の活動実践に努力するよう定めています。市民等の役割として、まず日常生活において環境への負荷の低減に努めるほか、市及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めるべきことを明らかにしています。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る指針)

第7条 市は、基本的施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる指針に基づいて行うものとする。

- (1) 市民等の健康が保護され、生活環境が保全されること。
- (2) 自然環境が適正に保全され、良好な環境が保持されること。
- (3) 生物の多様性が確保されるとともに、多様な自然環境が地域の自然的、社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、良好な景観が保全されること。
- (5) 地域の歴史的・文化的特性を活かした景観並びに良好で快適な環境が保全されること。
- (6) 環境に対する負荷の軽減のため、資源の循環的な利用を推進すること。
- (7) 地球環境の保全に配慮すること。
- (8) 環境教育及び学習の推進を図ること。
- (9) 施策の実現に向けて事業者及び市民等との協働・連携を図ること。

【解説】

本条は、第3条の定める基本理念をもとに環境の保全及び創造に関する施策の策定、実施にあたっての基本的な方針を示したもので、基本理念を具体化するための方向性を明らかにしています。

本市の環境の保全及び創造に関する諸施策は、その施策対象や施策手法が広範多岐にわたることから、「生活環境の保全」、「良好な環境の保持」、「多様な自然環境の保全」、「人と自然との触れ合いの保全」、「歴史的・文化的環境の保全」、「循環型社会の推進」、「地球環境の保全」、「環境教育」、「協働・連携の推進」を9つの方向性にまとめ示しています。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 市、事業者及び市民等が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮すべき指針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、第25条第1項に規定するうるま市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

【解説】

本市では、広範多岐にわたる環境の保全及び創造に関する施策を体系化し、施策相互の連携を図りつつ、中長期的な観点に立って、総合的かつ計画的に推進するために「うるま市環境基本計画」を策定することを示しています。

本条は、基本計画の位置づけを明確にするとともに、環境基本計画の策定・公表を義務づけることにより、実行性をより高いものとしています。

(環境基本計画との整合)

第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

2 市は、環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うために必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

本条は、環境基本計画とその関連施策（本市の諸計画等）との関わりと、計画推進体制の整備に関する考え方を定めたものです。

環境に影響を及ぼすと認められる施策（既存の施策又はこれから策定する施策）については環境基本計画との整合を図ることを示しています。

第2項では、市は、環境基本計画の施策が円滑かつ効果的に行われるよう各部署が横断的に調整することができるように必要な措置を講ずることを示しています。

(報告書の作成)

第10条 市長は、市の環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを適宜公表するものとする。

【解説】

本条は、執行機関の長である市長に対して、環境の状況並びに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策を明らかにした報告書を作成し、公表することを示したものです。

報告書の作成、公表は事業者及び市民等が環境問題の現状に対する理解と認識を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する自主的かつ積極的な行動をより促進するものと考えられます。

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策

(意見の反映)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の実施に当たっては、事業者及び市民等の意見を反映するよう努めなければならない。

【解説】

本条では、市民参画の制度的保証として、意見を聴く場の設置を含め事業者及び市民等の意見を反映するように定めています。

環境の保全及び創造を推進するための効果的かつ円滑な推進に向けては、事業者及び市民等の意見の反映は欠くことができない事項と考えられます。

(環境教育及び学習の推進)

第12条 市は、環境の保全及び創造について、事業者及び市民等の理解を深め、かつ活動を行う意欲が増進されるよう、機会の提供、人材の育成、広報活動の充実その他の環境教育及び学習の推進に努めなければならない。

【解説】

本条では、事業者及び市民等が環境の保全及び創造に関する理解を深め、自発的に活動を行う意欲が高まるよう、市の広報紙やホームページ等の充実を図るとともに、環境教育及び学習の推進について示しています。

□環境教育及び学習について

「環境教育」とは環境に関する知識を普及させていくこと、「学習」とは環境について学ぶことを示しています。環境に関する人材を育成する上でどちらも必要であり、市は、環境教育として機会の場（自然観察会、環境学習講座、環境の講演等）の提供、人材の育成、広報活動の充実等を図ることで環境教育を推進していきます。事業者及び市民等は、自ら機会の場へ参加することや広報等の情報資料により積極的かつ主体的に環境の学習を行うことで、環境の保全及び創造に関する意識啓発を図ることを期待しています。

（自発的な活動の促進）

第13条 市は、事業者及び市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

事業者及び市民等に対して自発的な環境の保全及び創造に関する活動が促進することを定めたものです。

環境の保全及び創造を促進していくためには、事業者及び市民等の自発的な活動が重要であり、その積み重ねられた成果が期待されています。活動の具体的な例として、緑化活動、再生資源に係る回収活動、美化活動など環境の保全形成に関する実践活動や、環境の保全に関する資料の作成・配布及び講演会等の普及活動、自然観察会の開催等の環境教育が考えられます。

また、促進の方法として、これらの活動に必要な情報の提供、環境保全及び創造に係る望ましい活動の表彰、活動の指導、助言等が考えられます。

（情報の提供等）

第14条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の提供及び公開に努めなければならない。

【解説】

事業者及び市民等による幅広い環境の保全及び創造の活動を促進していくためには、正確な情報が適切に提供されることが重要かつ不可欠となります。このため、本条は、市が市民等にとって必要な情報を広く入手できるように、環境の保全及び創造に関する情報（環境の状況、環境保全活動の事例等）を、個人や法人の権利利益の保護に配慮しつつ適切に提供するよう努めることを示しています。

（開発事業等に係る環境への配慮）

第15条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について適正に配慮するものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

公共事業、民間事業を問わず環境に著しく影響を及ぼす開発行為に対して、環境の保全に十分に配慮することを求める制度として、環境アセスメント制度があります。

環境アセスメントに関しては、環境影響評価法（平成9年法律第81号）や沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）があり、道路、河川、飛行場建設事業など環境に著しい影響を及ぼす事業がその対象となっています。環境アセスメントでは、事業者は対象となる事業を実施するにあたって、あらかじめ事業者の責任と負担で、環境に対してどのような影響を及ぼすかを調べて公表し、住民等、知事、市町村長がそれに対して意見を述べることによって、事業者自らが環境に配慮して事業を実施するといった一連の手続きを行います。

本条では、市がこのような環境アセスメント制度を通じて、事業者に対してその対象事業を環境保全の観点から適切な意見を述べます。

また、環境アセスメントの対象とならない開発事業に対しても、「良好な環境」を確保するための方策の実施の観点から必要な行政指導等を事業者に行うことを示しています。

(規制等の措置)

第 16 条 市は、環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為を防止するために、必要な規制等の措置を講ずるものとする。

【解説】

本条は、住民の生活環境を保全していくために、公害の原因となる行為や生活環境に支障をきたす行為に対して、関係法令に基づき規制等の措置を講ずることを明らかにするものです。

(誘導的措置)

第 17 条 市は、事業者及び市民等が環境への負荷の低減に資する施設の整備、その他の適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

生活排水や廃棄物の増加といった私たちの毎日の暮らしそのものが原因となる都市生活型の環境問題を解決するためには、通常の事業活動や日常生活を含めた幅広い社会経済活動を環境への負荷の少ないものに変えていく必要があります。

本条は、事業者及び市民等が自発的に環境への負荷の低減を図るよう、その取り組みを援助し、より適正なたちへ誘導するように努めることを示しています。

誘導的措置とは、助成（家庭用生ごみ処理機、住宅の庭清掃に係る草木類処分費）や普及・啓発（再生可能エネルギーの導入、エコドライブの実施、ごみ排出量の減量化、4R活動、生活排水対策等）を想定しています。

(施設の整備等)

第 18 条 市は、環境保全に資する公共的な処理施設の整備を推進するものとする。

- 2 市は、公園、緑地等の公共的施設について、充足度や地域特性を考慮した上で、バランスの取れた自然環境の整備に努めるものとする。
- 3 市は、地域の特性、環境資源及び景観資源を活かし、地域環境の骨格となるみどりの保全・活用に努めるものとする。
- 4 市は、河川及び海岸線並びに道路の植栽帯等の保全と創出を図り、水とみどりのネットワークの形成に努めるものとする。

【解説】

本条では、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会を構築するために、公共的な処理施設の整備を進めることを示しています。

また、市民等が潤いや安らぎを感じることのできるよう公園など地域の特性及び環境資源を活かした快適な環境の創造に資するための公共的な施設の整備に努めることを示しています。

(資源の循環的な利用等の促進)

第 19 条 市は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムと日常の生活様式の変化が、廃棄物問題や地球温暖化などの地球環境問題を引き起こす原因となっています。

本条では、市は、環境に配慮した公共施設の建設及び維持管理を行うために、再生資源の利用等、率先して環境への負荷低減に努めることを示しています。

(監視等の体制の整備)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために、必要な監視等の体制の整備に努めるものとする。

【解説】

環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために、監視等の体制の整備に努めることを示しています。

(国、地方公共団体等との協力)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組みを必要とする施策等を実施するに当たっては、国、県、他の地方公共団体及びその他の関係団体と協力するよう努めるものとする。

【解説】

今日の環境問題は、地球温暖化問題をはじめとして広域的なものとなっています。このように本市だけでは解決できない問題については、国や沖縄県、他の地方公共団体と協力して取り組み、施策の推進に努めることとしています。

(財政上の措置)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

本条では、環境の保全形成に関する施策を推進するために、予算案の作成と市議会への提案、市議会による予算の議決、予算の執行などの財政上の措置について定めたものです。

複雑で多様化する環境問題への対応は年々その範囲を拡大しているため、こういった行政需要の拡大に対応した財政上の措置が必要であることを示したものです。

第 4 章 地球環境の保全等に関する施策

(地球環境保全のための行動の促進)

第 23 条 市は、事業者及び市民等がそれぞれの役割に応じた地球環境保全に資する行動指針を定め、その普及に努めるとともに、これに基づく行動を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

地球環境問題は、人間の事業活動や日常生活の集積が大きく起因しているといえます。

1992 年ブラジルのリオデジャネイロで開かれた地球サミットにおいて採択された「アジェンダ 21」の第 28 章においても、「アジェンダ 21 取り上げられている数多くの諸問題とそれらを解決するための方策は、それぞれの地域社会における諸活動の中に存在しています。そうしたことから、地方公共団体の参加と協力が目的達成のために決定的な要素になる」と述べており、地球環境保全に対する自治体の役割の重要性を強調しています。そして、地域住民の参画のもと、当該地域のための「ローカルアジェンダ 21」を策定すべきことを求めています。

沖縄県でも 2001 年、地球環境問題に対し、県民・事業者・行政等がともに協力しつつ、それぞれの役割と責任において主体的に足元から取り組みを進めていくための具体的な行動計画として、「みんなで作る清ら島—おきなわアジェンダ 21—」を策定しています。

これらのことから、本条では、市は、事業者及び市民等の協働のもと、地球環境保全のための行動指針を定め、その普及に努めるとともに、その活動を促進するように諸施策を推進することを示しています。

(地球温暖化対策の推進)

第 24 条 市は、地球温暖化の防止に資するため、地球温暖化対策に関する施策を推進するものとする。

【解説】

近年、地球温暖化問題については、様々なメディアがその影響を報道しています。地球温暖化問題は、地球規模のスケールの大きな環境問題ですが、その解決には私たちの事業活動や日常生活など身近なところから温室効果ガスの排出の抑制に努めることが必要です。

本条では、市は、自ら率先して地球温暖化対策に関する施策について積極的に推進することとしています。

第 5 章 環境審議会

(審議会の設置)

第 25 条 市長は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定により、うるま市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に依りて、次に掲げる事項を調査審議し、その意見を答申するものとする。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) その他環境の保全及び創造に関する重要な事項

【解説】

環境問題への対応には、多方面にわたる専門的知識が必要であり、また、広い視野に立った多角的な面からの判断が求められます。このため、広く市民や学識経験者等に意見を求めることが必要とされますので、市長の諮問機関として環境審議会を設置するものです。

第 6 章 雑則

(委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条は、この条例の施行に際して必要となる事項について、市長への委任を定めています。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

本条の施行期日について示しています。